

住宅用火災警報器設置対策基本方針

平成 23 年 9 月 7 日

住宅用火災警報器設置対策会議決定

1 趣旨

我が国の住宅火災における死者数は、平成 15 年に 1,000 人を超え、このうち 65 歳以上の高齢者が占める割合は約 6 割と高く、今後の高齢化の進展とともにさらに増加することが懸念された。

このため、平成 16 年の消防法改正により、既存住宅を含めたすべての住宅を対象として住宅用火災警報器等（以下「住警器」という。）の設置が義務付けられ、各市町村の条例に基づき、平成 23 年 6 月までに全国全ての市町村において施行された。

しかしながら、平成 23 年 6 月時点の推計では、住警器を未だ設置していない世帯は約 3 割にのぼり、地域によっては住警器の設置率が約 50%程度にとどまっているのが現状である。

住警器の設置は、住宅防火対策の「切り札」と言え、国民の安全・安心を確保する上で極めて重要であり、実際に、我が国における住宅火災における死者数は、新築住宅に対する住警器の設置義務化がスタートした平成 18 年以降減少を続けているなど一定の効果が現れている。

したがって、住宅火災による被害のさらなる軽減を図るためにも、消防機関に限らず、関係行政機関、関係団体、関係業界等、あらゆる主体が総力を結集し、住警器を未だ設置していない世帯への働きかけを進め、法令遵守を徹底する必要がある。

加えて、住警器を設置した住宅に対しては、適切な維持管理を行ってもらうこと等により、その設置の定着を図る必要がある。

2 基本方針

(1) 住警器の未設置世帯に対する働きかけの強化

① 地域社会における働きかけ

住宅火災による被害のさらなる軽減を図るためにも、住警器の未設置世帯に対しては、消防法令に従い、早期に住警器を設置することを強く働きかける必要がある。

その際には、消防署又は消防本部に加えて、これまでも住警器の設置促進に多大な貢献を果たしてきた消防団、婦人（女性）防火クラブ、自主防災組織、町内会、自治会等の地域社会に密着した推進主体（地域コミュニティ）が引き続き一体となって、住警器の設置を働きかけていくことを基本とする。

② 全国的な働きかけの展開

全国・地域レベルのそれぞれの段階においても、消防防災や住宅関係者のみならず、自治会、福祉・教育関係者、マスメディア等、幅広い分野のあらゆる主体に対して、住警器の未設置世帯に対する働きかけを求めるなど、住警器の設置義務を社会全体の課題として徹底する必要がある。

（２）住警器の奏功事例等の積極的な周知

住警器の未設置世帯に対して住警器の設置を働きかけていくためには、住警器を設置した住宅において火災による被害を軽減することができた具体の奏功事例をPRすることにより、住警器の設置の必要性を幅広く認識してもらうことが重要である。

そのため、住警器による具体の奏功事例について地域社会に密着した推進主体等を通じて収集を図り積極的に広報するほか、各地域において住宅火災が発生した際に消防長又は消防署長による火災原因調査で住警器の設置状況及び作動状況を把握し、住警器の設置が火災被害の軽減につながったことなどをマスメディア等に対し情報提供するなど、住警器の奏功事例等の積極的な周知を図る。

また、住警器の設置を働きかける先進的な取り組みを全国的に広く周知する。

（３）住警器の維持管理に関する広報の強化

住警器を設置した住宅に対しては、住警器の維持管理について適切な情報提供を行うことにより、住警器の設置の確実な定着を図ることも、今後の重要な課題である。

特に、電池切れ警報や誤発報等により設置していた住警器を取り外してしまう等の事例が想定されることから、こうした事例を防ぐため、定期的に動作確認を行うなど、適切な維持管理の方法についても広報の強化を図る。